

に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき186,100円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟

る戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき186,100円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸

		<p>の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円</p> <p>(3) <省略></p>			<p>数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円</p> <p>(3) <省略></p>
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	(1) 一戸建て住宅 1件につき3,200円	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	(1) 一戸建て住宅（ <u>人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。</u> ）

<p>第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料</p>	<p>第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合</p>	<p>(2) 共同住宅等 住戸のみに係るものうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、申請に係る戸数が30</p>	<p>第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料</p>	<p>第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合</p>	<p>以下この項において同じ。) 1件につき3,200円 (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 住戸のみに係るものうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請</p>
--	--	--	--	--	--

1以上のときは1件につき111,700円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上

に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき111,700円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以

		き111,700円			上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円
		(3) <省略>			(3) <省略>
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号（第3号）第5条第1項から第3項までに基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号を除く。）に掲げる基準に適合すると住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この部及び次部において「登録住宅性能評価機関」という。）が認	一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次部において同じ。）1戸につき17,300円、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、24,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この部及び次部において同じ。））、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号（第3号）第5条第1項から第3項までに基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号を除く。）に掲げる基準に適合すると住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認めた場合	一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）1戸につき17,300円、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、24,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この項において同じ。））、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、35,900円を同一の建築物につ

めた場合

5, 900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、47, 300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、79, 800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、130, 200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、208, 200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の

いて同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、47, 300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、79, 800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、130, 200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、208, 200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上3

	1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、253,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、269,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。
登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（次部において「設計住宅性能評価書」という。）が添付されている場合（日本住宅性能表示基準（平成13	一戸建て住宅1戸につき22,500円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、63,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、96,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、17

00戸以下のときは申請1戸につき、253,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、269,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

年国土交通	5, 300円を同一の
省告示第1	建築物について同時に
346号)	申請が行われる住戸の
の別表1の	数で除して得た額、共
(い)項に	同住宅等の1棟の総戸
掲げる断熱	数が31戸以上50戸
等性能等級	以下のときは申請1戸
の表示があ	につき、295, 20
るものに限	0円を同一の建築物に
る。)	ついて同時に申請が行
	われる住戸の数で除し
	て得た額、共同住宅等
	の1棟の総戸数が51
	戸以上100戸以下の
	ときは申請1戸につ
	き、450, 400円
	を同一の建築物につい
	て同時に申請が行われ
	る住戸の数で除して得
	た額、共同住宅等の1
	棟の総戸数が101戸
	以上200戸以下のと
	きは申請1戸につ
	き、813, 600円を同
	一の建築物について同
	時に申請が行われる住
	戸の数で除して得た
	額、共同住宅等の1棟
	の総戸数が201戸以
	上300戸以下のとき
	は申請1戸につ
	き、1, 106, 700円
	を同一の建築物につい
	て同時に申請が行われ
	る住戸の数で除して得

		た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、1,337,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。			
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（法第6条第1項各号に掲げる基準に係る変更に限る。以下同じ）で法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合	一戸建て住宅1戸につき4,000円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき8,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき20,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（法第6条第1項各号に掲げる基準に係る変更に限る。以下同じ）で法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると住宅の品質確保の促進等に関する法律第5	一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分をも有しないものに限る。以下この項において同じ。）1戸につき4,000円、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき8,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この項において同じ。）、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき13,900円を同一

申請1戸につき37,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき64,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき106,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき130,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき139,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認めた場合に、の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき20,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき37,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき64,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき106,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以

登録住宅性能評価機関が設計住宅性能評価書が添付されている場合（日本住宅性能表示基準の別表1の（い）項に掲げる断熱等性能等級の表示があるものに限る。）	<p>一戸建て住宅1戸につき8,200円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、29,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、46,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、87,000円を同一の建築</p>

上300戸以下のときは申請1戸につき130,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき139,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

物について同時に申請
が行われる住戸の数で
除して得た額、共同住
宅等の1棟の総戸数が
31戸以上50戸以下
のときは申請1戸につ
き、149,600円
を同一の建築物につい
て同時に申請が行われ
る住戸の数で除して得
た額、共同住宅等の1
棟の総戸数が51戸以
上100戸以下のときは
申請1戸につき、2
31,300円を同一
の建築物について同時
に申請が行われる住戸
の数で除して得た額、
共同住宅等の1棟の総
戸数が101戸以上2
00戸以下のときは申
請1戸につき、41
9,100円を同一の
建築物について同時に
申請が行われる住戸の
数で除して得た額、共
同住宅等の1棟の総戸
数が201戸以上30
0戸以下のときは申請
1戸につき、569,
300円を同一の建築
物について同時に申請
が行われる住戸の数で
除して得た額、共同住
宅等の1棟の総戸数が

		301戸以上のときは		
		申請1戸につき、68		
		5,900円を同一の		
		建築物について同時に		
		申請が行われる住戸の		
		数で除して得た額とす		
		る。		
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。